

三原市保育業務支援システム導入業務仕様書

1 背景, 経緯

三原市立保育所・認定こども園・幼稚園（以下、「各施設」という。）において、児童の所在・登降園確認等は保育士・保育教諭・幼稚園教諭（以下、「職員」という。）がシステム等を介さず行っている。細心の注意を払って子どもたちの安全確保に努めているが、より万全の体制で保育・教育に臨みたいと考えている。また保護者との連絡は主に電話で実施しているが、回線が混み合いなかなか繋がらない場合もある。システムを導入することでこれらの課題を解決したいと考えている。さらに、園務においては、オフィスソフトや紙媒体を活用して実施しているが、情報の集計・連携に課題がある。システムによりこれらの課題も解消することで、保育・教育（以下、「保育等」という。）の質の向上を図りたいと考えている。

2 目的

次のことの実現を目的に、システムを導入したいと考えている。

- (1)安全・安心な児童の保育環境の確保
- (2)保護者の負担軽減・利便性の向上
- (3)園務効率化による保育等の質の向上
- (4)導入施設一覧表

番号	施設名	所在地
1	円一保育所	三原市円一町二丁目7番3号
2	糸崎保育所	三原市糸崎三丁目5番1号
3	幸崎保育所	三原市幸崎能地三丁目14番1号
4	中之町保育所	三原市中之町一丁目4番12号
5	高坂保育所	三原市高坂町真良2153番地
6	長谷保育所	三原市長谷一丁目5番21号
7	本郷保育所	三原市本郷南五丁目8番1号
8	本郷ひまわり保育所	三原市下北方一丁目8番1号
9	久井認定こども園	三原市久井町坂井原3024番地
10	大和認定こども園	三原市大和町下徳良697番地2
11	田野浦幼稚園	三原市宗郷三丁目5番1号
12	南幼稚園	三原市宮沖二丁目14番17号
13	本郷幼稚園	三原市本郷南五丁目8番1号

3 調達条件

- (1) 本調達で解決したい課題
ア 児童の所在・登降園管理

イ 保護者との連絡（出欠席・連絡帳）

ウ 延長保育の利用回数の算出

エ 午睡時の安全確認・記録

(2) 業務期間

ア システム稼働 令和6年12月1日

イ 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約とする。

(3) 業務の範囲

ア プロジェクト管理

イ 本調達の目的実現に必要なソフトウェア調達、システム構築

ウ 本システムの稼働に必要な情報の登録

エ 利用者に対する操作研修の実施

オ マニュアル等の整備

カ 保守及び障害対応並びにサポート窓口の設置

キ 次期システム移行に向けたデータ移出の仕組み整備

4 システム内容

令和6年4月1日時点で、「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ（第2版）にて「★モデル仕様書適合（保育所業務支援システム）」と記載されているシステムであること。

5 システム機能要求事項

様式3「機能要件一覧表」1項による

6 システム要件

様式3「機能要件一覧表」2項による

7 システム規模（令和6年4月1日時点）

利用定員 1,166人、利用職員数 150人、対象施設数 13施設、
保育室数 67室

8 ハードウェア、ソフトウェアへの要求事項

様式3「機能要件一覧表」3項による

9 クラウド環境要件

様式3「機能要件一覧表」4項による

- 10 セキュリティに関する要求事項
様式3「機能要件一覧表」5項による
- 11 開発作業に関する要求事項
様式3「機能要件一覧表」6項による
- 12 運用作業の要求事項
様式3「機能要件一覧表」7項による
- 13 保守作業の要求事項
様式3「機能要件一覧表」8項による
- 14 SLAに関する要求事項
別紙「SLA要求一覧表」による
- 15 スケジュール
令和6年9月 契約
令和6年10月 インターネット回線等整備は市施工
令和6年11月 システム構築及び運用のための研修
令和6年12月 本格稼働
- 16 委託費用の範囲
契約締結日から令和11年3月31日までの全園同時導入に必要な一切の費用
- 17 納品物
 - (1) 保育業務支援システム一式
 - ア 保育業務支援システムサービス
(各種取り扱いマニュアルは、PDFデータで提出すること。)
 - (2) 完成図書
 - ア パラメータシート
(PDFデータで提出すること。)
 - イ 試験成績表(通信試験・総合試験)
 - ウ 施工写真(作業前、作業後の写真)